住所　滋賀県長浜市公園町４番19号
ブレンダ・ロサ・メンドサ・アラカキ　昭和52年12月17日生
住所　埼玉県蕨市塚越５丁目22番３号
単駿　昭和51年７月21日生
住所　埼玉県坂戸市東坂戸２丁目43番103号
アディティ・サハ　昭和52年11月10日生
オンリ・ケニ・クンツ　平成17年９月14日生
クンツ・プザ・キロク　平成19年10月20日生
住所　埼玉県ふじみ野市苗間403番地３
焦春燕　昭和48年７月22日生
住所　福井県坂井市丸岡町吉政第11号３番地７
朴千日　昭和34年６月４日生
林康予　昭和39年２月21日生
朴沙季　平成８年２月６日生
朴健司　平成10年６月４日生
住所　広島県福山市春日池１番12号
申裕子　昭和39年９月８日生
住所　東京都板橋区大山金井町38番５号
朴馨旭　昭和58年12月21日生
住所　大分県別府市新港町３番８号
金秀史　昭和63年11月21日生
住所　富山市婦中町笹倉632番地２
孫軍　昭和38年４月18日生
住所　京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒30番地４
王友美　昭和55年２月14日生
住所　京都市伏見区桃山南大島町76番地17
朴ミユキ　昭和35年２月26日生
住所　京都市下京区二人司町３番地
朴大輔　昭和54年２月２日生
住所　横浜市西区南幸２丁目12番６号
李正子　昭和23年５月18日生
奇奈美　昭和50年９月14日生
奇道代　昭和57年６月14日生
奇一輝　平成元年11月27日生
住所　川崎市川崎区小田５丁目12番18―102号
李悦子　昭和52年１月４日生
住所　埼玉県春日部市備後東１丁目８番24号
金榮秀　昭和51年３月17日生
住所　愛知県瀬戸市原山台２丁目12番206号
裵富子　昭和15年11月２日生
住所　愛知県春日井市稲口町４丁目19番地８
南正敏　昭和58年６月29日生
住所　愛知県一宮市浅井町西海戸字西屋敷347番地４
千忠文　昭和54年８月１日生
住所　愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字与太郎124番地５
秋幸子　昭和22年７月18日生
住所　愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字川畔104番地
趙顯俊　昭和51年５月７日生
住所　愛知県海部郡甚目寺町大字上萱津字川崎22番地１
金大鐘　昭和45年４月12日生
住所　名古屋市中川区東中島町３丁目１番地１
趙加津美　昭和36年３月１日生
住所　東京都港区港南一丁目６番33―1507号
朴明子　昭和54年２月22日生
住所　茨城県水戸市河和田１丁目1649番地21
徐鍛武　昭和13年２月28日生
辛市子　昭和19年１月12日生
住所　堺市堺区協和町１丁１番地１
朴吉孝　昭和20年２月21日生
李末順　昭和27年６月28日生
朴由枝　昭和49年６月23日生
住所　大阪市生野区中川西３丁目６番22号
金燦澤　昭和12年５月21日生
住所　大阪府東大阪市寺前町１丁目１番12号
金高司　昭和48年４月16日生
吳直美　昭和48年４月26日生
金健吾　平成11年８月14日生
金蓮太郎　平成17年８月13日生
住所　大阪府藤井寺市林５丁目３番14号
蔡裕理　昭和47年４月８日生
住所　大阪府岸和田市小松里町427番地１
周宏志　昭和54年12月21日生
住所　大阪市旭区高殿４丁目５番11号
夫秀子　昭和35年５月10日生
吳美華　昭和62年12月18日生
吳梨華　平成４年２月28日生
住所　大阪市旭区赤川１丁目５番22号
吳一成　平成２年８月27日生

○外務省告示第五百二十五号

アメリカ合衆国大統領一行の訪日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十一年十一月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

記

一、東京国際空港周辺地域

期間	地域
平成二十一年十一月十三日午後二時から午後六時まで及び平成二十一年十一月十四日午後〇時から午後六時まで	東京都大田区　羽田空港一丁目 羽田空港二丁目 羽田空港三丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二、ホテルオークラ別館周辺地域

期間	地域
平成二十一年十一月十三日午後二時から平成二十一年十一月十四日午後五時まで	東京都港区　赤坂一丁目 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から八番、十一番から十三番、十六番から十八番） 虎ノ門四丁目 虎ノ門五丁目 六本木一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三、内閣総理大臣官邸周辺地域

期間	地域
平成二十一年十一月十三日午後四時から午後十一時まで	東京都千代田区　霞が関三丁目 永田町一丁目（三番から七番） 永田町二丁目（一番から十三番、十六番、十七番及び二十番） 赤坂一丁目（一番から六番、八番及び九番） 赤坂二丁目（一番から十番） 赤坂三丁目（一番から八番） 虎ノ門二丁目（一番、二番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

四、サントリーホール周辺地域

期間	地域
平成二十一年十一月十四日午前七時から午後〇時まで	東京都港区　赤坂一丁目（二番から十四番） 赤坂二丁目（十二番、十番から十二番、十五番から二十三番） 六本木一丁目（一番から十番） 六本木二丁目（一番から四番） 六本木三丁目（一番から四番） 虎ノ門二丁目（十番） 虎ノ門三丁目（一番から七番） 虎ノ門四丁目（一番から三番） 虎ノ門五丁目（一番から九番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○農林水産省告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾字小森池四六二の六、字大谷六四九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため